

(別紙 1)

地域の文化発信・交流促進事業実施要領

1. 目的

県内の芸術文化団体が、新たな文化発信交流事業に取り組むことにより、活動を活性化し、文化団体の育成を推進するとともに、地域の芸術文化の振興を図る。

2. 実施機関

県文化団体協議会加盟団体、または県文化団体協議会加盟団体が構成員の一員である実行委員会等

3. 補助内容

交流先の文化団体等との交流事業や、その成果をもって地域で取り組む文化事業

4. 補助事業

別表 1 に定める対象事業費から入場料を差し引いた残りの額の 1 / 2 以内 (ただし、上限 40 万円。予算の範囲内)

5. 事業申請書

事業の補助を受けようとする団体等 (2 実施機関) は、事業申請書 (様式 1 - 1、1 - 2、1 - 3) を県文化団体協議会長に提出する。

6. 事業の採択

県文化団体協議会長は、提出された事業申請書について審査し、予算の範囲内で対象事業を選定する。採択された事業実施にあたっては、作成する印刷物に以下の表示を行うこと。

- ・本事業は、長崎県文化団体協議会令和 3 年度「地域の文化発信・交流促進事業」による助成を受けております。

7. 事前執行届

交付決定前の事業費は対象外とする。事前執行届 (様式 6) を提出することにより、当該年度中の交付決定日前の事業執行を認めるものとする。

8. 補助金の支払い

原則として精算払いの方式による。事業終了前に補助金が必要な場合、交付する事もできる。(概算払い) ただし、この場合実績報告において、交付申請よりも補助対象事業費が下回り、補助金の交付額が少なくなる場合、その差額を戻入 (返金) してもらうことになる。

9. 事業の評価

事業実施にあたっては、アンケート調査の実施等により事業の成果を検証し、その結果を県文化団体協議会長に報告し、今後の事業展開に反映させるよう努める。

10. 帳簿の整備

補助金等の交付を受けた者は、証拠書類等を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(別表1)

補助対象事業経費

項目	内容
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト出演料、合唱料、俳優等出演料、 その他会長が必要と認める経費
音楽・文芸費	作曲・編曲料、作詞料、稽古ピアニスト料、調律料、楽譜・楽器借料、写譜料、楽譜制作料、演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、脚本料、訳詞料、著作権使用料、 その他会長が必要と認める経費
設営・舞台費	会場使用料、会場設営費・撤去費、大道具費、小道具費、楽器運搬費、衣装費、かつら費、履物費、美粧費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、その他会長が必要と認める経費
謝金・旅費	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理・警備賃金、出演者等交通費、出演者等宿泊・日当費、出演交渉旅費、 その他会長が必要と認める経費
宣伝・印刷費	広告宣伝費、看板費、プログラム、ポスター、チラシ、チケット印刷費、台本印刷費、入場料販売手数料、 その他会長が必要と認める経費
記録費	録画費、録音費、写真費、その他会長が必要と認める経費
保険料	催事保険保険料、楽器運搬保険保険料、 その他会長が必要と認める経費
企画制作費	公演等の企画・制作に要する経費

備考 内容欄のその他に該当する場合は、申請書の備考欄にその内容を記入すること。